

令和7年度第2回一関市環境審議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第2回一関市環境審議会
- 2 開催日時 令和8年3月26日（金）午後1時30分から午後2時43分まで
- 3 開催場所 一関市役所 会議室棟 第2会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 佐藤和久委員（会長）、多門真咲委員、藤原智徳委員、遠藤章委員、伊東かおる委員、小野寺忠助委員、沼倉恵子委員
※欠席 千葉理恵委員（副会長）、佐藤浩委員、鈴木初男委員、北條喜久男委員、小野正弘委員
 - (2) 事務局 石川隆明副市長、菅原稔市民環境部長、宮野剛輔生活環境課長、佐藤寛幸生活環境課長補佐兼環境衛生係長、山田綾生活環境課環境企画係長、高橋望生活環境課主任主事

5 議 題

- (1) 諮問
一関市環境基本計画の策定について
- (2) 一関市環境基本計画骨子案について

- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 2人（うち報道機関2人）
- 8 副市長挨拶

本来であれば、市長が参りましてご挨拶申し上げるところですが、本日は別の公務があり出席できませんので、代わりに、私の方から一言ご挨拶させていただきます。

本日は本年度2回目となります当審議会に、皆さんご多用のところご出席賜りましてありがとうございます。

また、日頃から、それぞれの分野から当市の環境行政に対し、ご理解をいただき、なおかつご協力をいただいていることに対し、感謝と御礼を申し上げます。

本日の協議にもありますように、当市では一関市環境基本計画を定めています。合併して20年になりまして、いろいろな分野の計画を作っている最中であります。市の最上位の計画は、ご案内のとおり総合計画ということになります。それが最上位の計画で、市全般の各分野の計画を作るところであり、その環境分野の実行計画が環境基本計画と捉えていただいているかと思えます。

環境と一言で言いましても、皆様方の前でお話しするのもなんではあります、いろいろな要素が絡みあっている環境です。しかも、環境というのは捉え方によっては日常生

活全てが環境とも捉えられるわけでありますが、これからいろいろ委員様方からご意見を頂戴しますのは、関係する分野も意識に置いて、例えば、農業分野であったり、森林の維持管理の部分、そして身近なところでは水問題であったり、空気、音、風などいろいろあるかと思えます。そのような幅広い分野について皆様方のお知恵を拝借しながら、これからしっかりした計画を作り上げていきたいと考えているところです。

現在の計画が令和8年度までの計画ということでありますので、後継の計画ということになります。これから任期は令和9年までお願いしてございますが、計画作りを中心に今後皆様方にはお世話になりますので、よろしくお願い申し上げまして、市長に代わり挨拶とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございます。

9 会長挨拶

今日の会議は、令和9年度から始まる一関市環境基本計画について、市から提案があるのでいろいろ議論していただきたいと思えます。今回、主に新たに加わったというものの、今まであまり話題になっていなかったものとして、生物多様性の問題を取り上げなければならないと思えます。昨年の9月に行われた今年度第1回の環境審議会で、市議会から生物多様性についてもっと取り組むよう提案がなされたご記憶があると思えますが、今日も皆さんからご意見いただきたいと思えます。

それに先立ちまして、昨年の12月に生物多様性に関するセミナーを市役所で実施いたしました。勉強会を開いたときに、新たに得られた知見などを含めながらみなさんの意見を出していただきたいと思えます。

それでは、今日はよろしくお願いいたします。

10 諮問

副市長から会長へ、一関市環境基本計画の策定についての諮問書を手交した。

11 審議内容

一関市環境基本計画の骨子案について、事務局から資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 初めに資料を確認させていただきたいが、4ページ目の一番上から4行目の「採択された」と書いてあるが、環境審議会で採択されたという意味で使われているのか、それとも市役所で採択したということなのか、いずれの意味で使われているのか。

事務局 口頭での説明となったが、令和6年12月通常会議において議会から採択されている。

委員 この審議会においてではないか。

事務局 審議会ではなくて市議会からである。

委員 1点だけだが、骨子案の1の地球温暖化対策の主な対象のところに、「地球温暖化対策（対応策・適応策）」と書いてあるが、別紙①で国では緩和と適応策という言葉を使っている。国と違う言葉が使われた理由は何かあるのか確認したい。つまり、これ以上、地球温暖化を進行させない策ということと、地球温暖化が避けられない場合に、例えば高温に強い作物を植えるなど、緩和と適応という言葉で国で使っていたと思うが、一関市の計画で対応と適応という言葉に言い換えた理由はあるのか。

事務局 市としてあえて変えたという意識はなかったもので、国に合わせたい。

委員 別紙②の「3自然共生」の施策群の3-3にネイチャーポジティブ経済という言葉が出て来ており、国でも使っているが、私も不勉強で分からないため、どうのことをネイチャーポジティブ経済というのか説明をお願いしたい。

委員 たぶん、ネイチャーポジティブを実現しながら経済活動を続けていくという意味ではないか。

事務局 ネイチャーポジティブ経済について、単なる環境保護や環境保全だけではなく、自然資本を経済活動の基盤と捉えて、持続可能なビジネスモデルを、資源循環や森林管理、再生可能エネルギーなどへの転換を通じて経済成長と生態系の回復を両立させる仕組みである。

委員 意見というか質問だが、ネイチャーポジティブ経済というところで質問したのは、資料の3ページの(4)に生物多様性保全の数値目標の明確化が国に載っているが、中身は自然共生サイトの認定を進めていくことが方針で、もう始まっているわけだが、自然共生サイトの認定というのは我々市民レベルで実践できる取組になると思う。

ネイチャーポジティブという言葉を使う上で、自然共生サイトをどのように進めるかということについても、何か施策があってもいいのかなと思う。実際、私も自然共生サイトの登録を目指したこともあるが、申請までにいろいろなハードルがあり、すぐに登録とはいかない。

実際、いろいろな企業が自分の工場の敷地などに自然に近い環境をそのまま残す、あるいは手を加えて維持するということをして、自然共生サイトと称して登録するところが多い。公の機関など、あるいはNPO法人なども登録されている。

市内では久保川が自然共生サイトに入っていたかと思うが、それ以外にはなくて、県内でも少ない。国で30 by 30の目標がある以上、進めていくべきだと

思うが、市として何か自然共生サイトの登録の支援や、手続についてレクチャーをするなど方策は考えられないものか。

委員 具体的にどこまで市で進めるのか、あるいはこれからなのか説明をお願いしたい。

事務局 現在市内では、請願を出していただいた久保川イーハトーブ自然再生協議会が自然共生サイトになっているが、他には認定されているところがない。

市としてできること、できないこともあるが、こういった自然共生サイトがあるということは、啓発なり支援という側面的な部分の支援を考えられるかと思う。今回、一関市環境基本計画の枠組みを大幅に変えたので、委員の皆様から支援なり取組をしたほうがいいという意見を反映させていければと考える。

具体的にはまだまだ検討段階なので、皆様からの意見を賜りたい。

委員 よろしく願います。

委員 いろいろなやり方があると思うが、市で、やりたいと思う市民の団体を支援するということもあるだろうし、市で積極的にやりたいということもあると思う。この場でアイデアを出してほしいという話だったが、いくつか他の自治体でやっているパターンが提示できればと思う。今はまだそこまでではない状況か。もし必要であれば、少し時間をかけてはどうか。

事務局 本日の審議会では次期環境基本計画の枠組みの骨子を相談させていただいているので、本日の意見は次回の環境審議会の際に資料を整えて、皆さんにお示ししながら、こういった取組があるとか、他の自治体ではこういった支援をしているようだという情報を提供したいと思っている。

委員 昨年12月の生物多様性セミナーを私も聴かせてもらったが、難しいと思ったのが、現状がどれくらいなのかというデータを取るにしてもかなり大変な話だ。データを取るのは行政側でやっていただかなければどうしようもならないところだが、具体的に市の予算はどうなっているのか。

事務局 今回の環境基本計画の調査費用については、特に予算化まではしていない。必要に応じて補正予算の対応はあるが、今の時点では当初予算は計上していない。既存予算の中で前回のセミナーの開催などの対応は可能かと思う。

委員 他の公害の対策であればサンプリングして測定し、データを出して、どうするかという決まったやり方があるのだろうが、生物多様性については、今これくらい自然が壊されている、生物多様性が壊されているというイメージから出発している気がする。データに基づいて議論できれば一番良いが、データがほとんどない状態とっていいのではないか。なかなか皆さんにご意見をと言っ

でも答えにくいところはある。

事務局 いずれ県と環境省サイドにも相談しながら、データを整えるしかないと思う。一自治体だけではないと思うので、広範囲でどういう状況になってきているかという背景を抑えられると思う。

委員 その中で市としての生物多様性を守っていこうという計画を立てなくてはいけないということだ。やはり、委員の方がそれぞれ勉強しなくてはなかなか進まないかもしれない。

事務局 行政サイドも初めての戦略を組み込むことにしたので、こちら側も勉強しながら進めたいと思うし、皆さんのお知恵も拝借しながらまとめていければと思う。環境基本計画の中に生物多様性地域戦略を組み込んでいる自治体もあるので、他の自治体の情報も提供していきたい。

委員 他に生物多様性だけでなくもいいが、骨子案についてご意見があればお願いしたい

事務局 せっかくの機会なのでみなさんにご意見をいただければと思う。私は合併して平成18年に本庁に来たが、その際に生活環境課で環境基本計画の担当だった時代がある。今から20年前なので今の状況と全然違うというのが、先ほど担当から説明させていただいたが、熱中症対策というのが入っていない。あとは生物多様性も入っていなかった。身近なところで言うと、昨年多くあったクマの被害。そういったものも20年前は出てこなかった。たった20年で時代が大きく変わったと実感している。

昨年で言うとクマによる人身被害があったほか、市街地にもクマなどの出没が多くなっているという状況がある。今回の環境基本計画の中にもクマへの対策を入れ込ませていただくが、クマを寄せ付けない対策が今後出て来ると思う。こうしたらクマが寄ってこないなど、ご意見をいただければありがたい。

委員 一人暮らしの方が亡くなり、森林や農地の木が生え過ぎて、獣が隠れられるようになっている。みんなでどうにかと言われても、藤沢地域も高齢化の問題で、自分の生活もあるので、なかなか人の家のことまで管理できない状態である。せめて、道路沿いの支障木はきれいにしていっていいのではないかな。

委員 緊急銃猟制度が創設されたということだが、一関市はハンターの養成などはしているのか

事務局 市では養成はしていない。支援という面はある。ガバメントハンター、いわゆる公務員のハンターは県で採用している。

委員 県ではやっているが、あくまでも緊急銃猟の制度は市町村の判断なので、県

で銃猟を行うわけではない。一関市であれば一関市の判断で緊急銃猟を行う。

事務局 ハンターの育成は県で行っているのか。

委員 県が行っているハンターの育成は、ハンターに興味を持ってもらうための体験会を開いている。これから免許を取ろうとする方や、免許を取って間もない方へセミナーを開催している。ハンターを新規取得する際の狩猟試験を行っている。その免許試験の前にも研修会を開いている。

委員 積極的な応募がありハンターの人数は結構増えていると聞く。

委員 県に猟友会という組織があるので、そちらに委託をしてセミナーを開催している。

事務局 県ではガバメントハンターを5人採用している。市で緊急銃猟の判断をした場合については、県にお願いする。

委員 違う。その方は緊急銃猟をしない。

事務局 訂正する。今現在、市では鳥獣被害対策実施隊にお願いしているので、緊急銃猟の時にはその方たちに協力をお願いする。

委員 クマだが、昨年、ブナが大不作だったので里に食べに来たという話を聞いたが、豊作になれば山で食べるので大丈夫かと言えば、そうではない。クマが美味しくて栄養のいっぱいある柿や栗など、里にある美味しい食べ物を覚えたから、里に下りて来てしまう。家の近くでも、リンゴ農家がクマの被害にあったことで木を切ってしまい、生活にも支障が出ている。山の奥で、柿とかを植えてクマが食べるようなものがあればいいのでは。里のほうに来ないように伐採するのも良い。

委員 柿の木を切るのに、どこかの自治体で補助金を出していると聞いたが、市では行っていないのか。

事務局 今年の2月の臨時議会で誘因木の撤去費用の支援の補助制度を創設した。ただし、クマの出没情報が多い巖美地区を対象にしているので、一部地域のみを対象となる。

委員 私はクマの専門家ではないので、詳しいことはあまり分からないが、昔からクマがいたところでも里に出てこなかったところがあり、遠野市はそうだった。今はクマが出てきているが、なぜクマが出て来なかったかという、私なりに考えるとあの土地は森と里がすっかり分かれている。里のほうから森の中のほうまで見える管理がされている。クマのほうは森の端まで来ると里が見えるので、臆病だからそれ以上里に来ない。ところが、人が減り管理が追い付かないと、森と藪と里が繋がってしまった。クマは藪を通過して人家まで来てたまたま

美味しいものを見つけて、そこを生活圏にしてしまう。クマと人の住み分けが、曖昧になったところが原因として大きいのではないかと思う。

どうすればいいかという、なかなか方策はないが、クマの生活圏と人の生活圏が明確に分かれるような、藪を借り払うというのは大変だが、里と山を区別できるような環境を取り戻せばいい。いきなりは無理だが昔のように里と山の境界をはっきりさせることが可能であればいいと思う。おいしいものを覚えたクマはそれでも来るかもしれないが、もともとクマは臆病で山を生活圏にしているので、長い時間の実践があれば、昔の状態にある程度戻すことが可能なのではないかと思う。

ある人から聞いたが、人を襲うクマは遺伝的なものがあり、どうやら移動範囲も広いので、秋田で襲ったクマがこっちのクマになる、あるいはその子孫がいるということも今後起こり得る。

すべてのクマが最初から人を襲うわけではなくて、人の味を覚えた人食いクマや、里に定着してしまったクマは、それが子孫にも受け継がれている状態になるようである。

委員 先ほど委員から放任果樹の問題提起があったが、人が使わない果樹などを取り除くのは方法の一つとしてあると思う。環境基本計画とまさに関連しているごみの問題、例えば、食べなくなった作物をその辺に放置しないなど、ごみの問題も一つあるかと思う。あるいは、生ごみを外に放置しないなど、果樹もそうだしごみも外に放置しない。人間にとってはごみでも、動物にとっては美味しいものだったりする。

委員 今、クマ対策の話があったが、クマ対策以外でも聞きたいことがあれば願います。

委員 地球温暖化対策だが、市役所はかなり対策が進んでおり、市役所単独で言えば目標が達成できそうだとおっしゃると思う。

市内の家庭などの地球温暖化対策については、市ではあまり強制的にできていない。もちろん、できない状況なのだろうが、令和9年度以降はより踏み込んでやるようなことは話題に出ているか。今までどおりになるのか。その辺りで話せることがあれば聞きたい。

事務局 令和9年度以降の取組についてはまだ検討段階に入っていないが、今現在は省エネルギー・新エネルギーの取組を進めている段階。

委員 最近、電気自動車を作るのをやめたと言いだめる自動車メーカーも出てきたり、メガソーラーはいろいろな問題で新しく作れなくなってきているなどある

が、市の周辺でメガソーラーに限らず、太陽光の設置で反対運動があるなど、話ができることがあれば伺いたい。最近の動向を分かっている範囲で教えて欲しい。

事務局 メガソーラーの関係については、今までは国の施策に沿って事業を実施したい事業者に市有地を貸したりしたが、今回、施策が転換されたので、市の対応という点もあわせて見直しは必要と考える。既に設置した事業者については、管理は徹底していただきたいと思うが、国の方針が転換されたので、市も国の方針に従って動いていきたいと考える。

委員 今、市では、新しくメガソーラーを作ろうとしたときに環境アセスメントをやらなければならない条例はあるのか。

事務局 市の条例はない。県内だと遠野市にある。青森県や宮城県では条例を制定している。

委員 この辺は条例でメガソーラーの建設をストップさせようということは今の時点でないということか。市の条例はないのか。

事務局 市の条例ではそういった規制の条例はない。

委員 賛成・反対両方あるから、一概には言えないが、市で太陽光発電を進めようというのはメガソーラーではないのか。建物の屋根や家の敷地など、限定的か。

事務局 今まで市では、家庭用の太陽光パネルを推進している。あとは事業所の太陽光発電については、環境省の支援策を情報提供した。率先してメガソーラーを推進しようというスタンスではない。

委員 別紙2の施策の3-1自然観察会の開催は、施策に盛り込まれるわけだが、具体的にどのような開催を想定しているか。

私は県の環境アドバイザーだが、県から依頼を受けて観察会等に出ているが、一切、開催に市が関係していない。観察会を開催するのは市民センターである。今は市民センターが指定管理になり市から離れているわけだが、市民センターから県へ環境アドバイザーの依頼が来るわけだが、もし新たに市が開催を行うとすれば、どのようなかたちで会を計画するのか伺いたい。

委員 市の環境報告書では市の観察会の取組事例が何件か出て来る。あれは継続してやると思うが、さらに一からやろうとしているのか。環境報告書に書かれていることを紹介いただいてもいいか。

事務局 現在考えている段階では、生物多様性に関する取組の一つとしてまずは皆さんに関心を持っていただきたい所があり、身近なところ、近辺でどんな植物が生えているかなどを県の環境アドバイザーを派遣依頼して開催したいと検討し

ている。

委員 新規か。

事務局 新規である。小学校単位で自然観察会をやっているところが何件かあったかと思う。環境報告書の後ろのほうに、いろいろな小学校の取組一覧表があると記憶している。

委員 申し上げたいのは、市で企画して、県の環境アドバイザーを活用するかたちとなると、日当は県から出るので、あくまで県の事業になる。県の事業に乗っかるかたちになるので、実施主体は市というのであれば、市で予算化するなり、環境アドバイザーに代わるような市独自の指導員を設けてやるというところまでいかないのか。

事務局 市の中でも生活環境課が主催か、別の課が主催かという区別はあるが、それを総じて市が行っているという環境報告書となっているので、小学校も市で行っているとなっているかもしれない。先ほど委員がおっしゃった取組については、今後、検討させていただきたいと思う。

委員 市の小学校も合併してどんどん変わっていくので、今までの小学校単位というのは非常にやりにくくなってきている状況だと思う。

委員 私が小学校で行っているのは、県の環境アドバイザーとして呼ばれて水生昆虫の調査や、同じく県の事業の森のクラフト事業である。市立の小学校で観察会を行ったとしても、結局、事業は県なので、市独自、市の中で完結するものではない。環境アドバイザーの事業も、予算の枠組みがあるので、年度の途中で打ち切りになる。

市が開催するのであれば、県の予算を使うのではなく、市独自の派遣システムを作るというのがあって良いと思う。

委員 衛生組合の会議が昨日あり、その中で出たのが地域のごみ集積場に事業所系のごみらしきごみが出されていて、地域が困っているという話が出た。

もし、広報などで事業所は地域のごみ集積書に出さないようになど、片隅にあればいいかと思う。

委員 それは完全な違反。

委員 事業所系のごみらしきごみはみんな名前の書いていないものである。

委員 次回の会議は7月ということだが、まだこれから具体的に考えていく項目がたくさんあると思う。

7月の環境審議会で、ある程度内容が出て来ていれば、さらに議論することはあると思う。

事務局 結構タイトな日程になるので、全体を網羅して出せるものか、章立てくらい
でお願いするかは工夫させていただきたい。

12 担当課 市民環境部生活環境課